

みやざきユニバーサルツーリズム推進事業費補助金交付要綱

令和 2 年 4 月 1 日
商 工 観 光 労 働 部
観光経済交流局観光推進課

(趣旨)

第 1 条 県は、高齢者や障がい者、ベビーカーの家族連れなど、すべての人が制約を感じずに気兼ねなく楽しむことができる旅行（ユニバーサルツーリズム）の受入体制を整備することを目的として、宿泊施設や公衆トイレ等のユニバーサルデザイン化の整備等に対し支援を行うため、予算で定めるところにより、別表で定める事業主体に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 宿泊施設のユニバーサルデザイン化の整備において、地方公共団体以外の者にあつては、宮崎県内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第 3 条第 1 項の許可を受けて、同法第 2 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項の営業を行っている者であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 6 項に掲げる「店舗型性風俗特殊営業」を行っている者及びこれに類する者は含まない。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (4) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請を申請しようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第1号及び様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 市町村以外の者にあつては、第2条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (2) 市町村以外の者にあつては、第2条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (3) 市町村以外の者にあつては、第2条第4号に係る（暴力団関係者に該当しないこと）の誓約書（別記様式第4号）
- (4) 見積書又は工事費若しくは工事請負費の内訳がわかるものの写し
- (5) 宿泊施設のユニバーサルデザイン化の整備の場合は、第2条第1号に係る旅館業営業許可書の写し
- (6) 平面図及び位置図等の工事に係る図面の写し
- (7) 改修工事前の現場写真
- (8) 工事に係る建物登記簿の写し
- (9) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) 規則第21条第1項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、事業区分ごとの補助対象経費総額の20パーセントを超えない額の変更とする。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第5号)
 - (2) 収支決算書(別記様式第2号)
 - (3) 工事請負契約書又は発注書及び発注請書の写し
 - (4) 工事請負費等の請求書又は領収書(口座振替による振込受付書)の写し
 - (5) 工事完了報告書、納品書等の事業の完了を証明する書類の写し
 - (6) 整備前後の写真
- 2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付を申請した者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第6号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、1件当たりの取得金額が50万円以上のものとする。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係るみやぎきユニバーサルツーリズム推進事業費補助金から適用する。

(別表)

区分	事業主体	補助対象経費	補助率等
宿泊施設のユニバーサルデザイン化の整備	宿泊事業者	みやざきユニバーサルツーリズム推進事業実施要領（以下「要領」という。）の2の（1）に要する次の経費であって、総事業費が30万円を超えるものに限る。 ・設計監理費 ・工事費（附帯工事費を含む。） ・備品購入費 ・その他必要と認める経費 ただし、備品購入費については、整備事業を補完するために必要なものに限る。	（補助率） 補助対象経費の2分の1以内 （補助上限額） 1施設あたり500万円を上限とする。
観光地における公衆トイレのユニバーサルデザイン化の整備	市町村、県内に事業所を有する観光事業者（市町村観光協会を含む。）	要領の2の（2）に要する次の経費であって、総事業費が30万円を超えるものに限る。 ・設計監理費 ・工事費（附帯工事費を含む。） ・備品購入費 ・その他必要と認める経費 ただし、備品購入費については、整備事業を補完するために必要なものに限る。	（補助率） 補助対象経費の2分の1以内 （補助上限額） 1施設あたり50万円を上限とする。 ただし、要領の2の（2）のアの(ア)及び(イ)については、100万円を上限とする。
観光地におけるユニバーサルツーリズムの推進に関する機器の導入		要領の2の（3）に要する次の経費であって、総事業費が30万円を超えるものに限る。 ・備品購入費 ・その他必要と認める経費	（補助率） 補助対象経費の2分の1以内 （補助上限額） 1施設あたり50万円を上限とする。